

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施に関する横浜地方裁判所への要望について

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について、次のとおり横浜地方裁判所への要望活動を行いましたので、お知らせします。

- 1 日 時
令和7年3月11日（火） 午前11時から
- 2 場 所
横浜地方裁判所（横浜市中区日本大通9番地）
- 3 要望先
大竹 昭彦 横浜地方裁判所長
- 4 要望者
横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会
(会長) 相模原市長 本村 賢太郎
座間市長 佐藤 弥斗
(副会長) 相模原商工会議所会頭 杉岡 芳樹
神奈川県司法書士会相模原支部幹事 田中 和亜
神奈川県弁護士会相模原支部支部長 齋藤 守 ほか
- 5 要望内容
別紙1のとおり

【合議制裁判とは】

3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1人の裁判官しか関与しない単独制の裁判と比べ、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされています。

具体的には、刑事事件においては、殺人や放火などのように重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身柄を拘束する決定（勾留決定）に対する異議申し立て手続（準抗告）も合議で行われなければなりません。民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。

【労働審判とは】

解雇や給料の不払いなど、個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブル（個別労働関係民事紛争）を対象として、裁判官1人に労働者側と使用者側の専門家各1人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続きの中に調停を組み込み、原則3回以内の期日での迅速、適正かつ実効的な解決を実現しようとする紛争解決制度です。

問合せ先
担当 区政推進課
電話 042-769-9812

要望書

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

横浜地方裁判所相模原支部は、相模原市及び座間市を管轄しており、管内の人口が85万人を超え、令和5年の刑事事件（新受）は232件、民事通常訴訟事件（新受）は689件に及んでいます。管内の人口、取扱件数ともにこれより少ない支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、県内4つの支部の中で、また、政令指定都市に設置されている支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件、医療過誤や複雑な建築紛争などの民事訴訟事件が相模原支部においては実施されておらず、本管内の市民は、身近な場所でこれらの裁判を受ける機会を失っている状態にあります。また、解雇や未払給与等の労働紛争を迅速に解決する労働審判手続についても、相模原支部においては実施されておられません。

これまで、相模原市・座間市の両議会において、「合議制を導入するよう求める」決議を繰り返し行っております。また、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び神奈川県弁護士会でも、合議制裁判の実施を求める声明の発出や、裁判所との協議に努めて参りました。相模原支部において合議制裁判を行う体制が整備されることは、法曹界のみならず市民全体の強い願いであり、その早期実現は急務です。

さらに、令和5年7月4日には、相模原市長、座間市長、各士業団体、相模原商工会議所等の経済団体、相模原市自治会連合会・座間市自治会総連合会等の住民団体、相模原市・座間市内のロータリークラブ等の奉仕団体など、合計47団体が参加する「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が発足し、合議制裁判等の早期実現に向けて活発に活動しております。具体的には、令和6年1月から2月にかけて、横浜地方裁判所、最高裁判所、及び法務大臣に対し、相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を求める要望活動を行いました。また、同年7月4日には、市民参加型のシンポジウムを開催し、関係者及び市民等合わせて100名近くが参加しました。さらに、同年3月頃より、主に相模原市及び座間市内にて署名活動を実施し、令和7年1月末時点において7535筆の署名を得ました。僅か1年余りの期間にこれだけ多くの市民の賛同を得られたことは、本管内の市民が、相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を切実に求めていることの現れであるといえます。

こうした状況から、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実施を強く要望します。

令和7年3月11日

横浜地方裁判所長 大竹 昭彦 殿

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会
会長 相模原市長 本村 賢太郎
会長 座間市長 佐藤 弥斗

協議会参加団体一覧

番号	区分	参加会員名
1	自治体首長	相模原市長 本村 賢太郎
2		座間市長 佐藤 弥斗
3	士業団体	神奈川県弁護士会
4		東京地方税理士会相模原支部
5		神奈川県司法書士会相模原支部
6		神奈川県社会保険労務士会相模原支部
7		神奈川県行政書士会相模原支部
8		神奈川県土地家屋調査士会相模原支部
9		東京地方税理士会大和支部
10		神奈川県司法書士会厚木支部
11		神奈川県社会保険労務士会厚木支部
12		神奈川県行政書士会海老名座間支部
13		神奈川県土地家屋調査士会大和支部
14	経済団体	相模原商工会議所
15		相模原青年会議所
16		津久井青年会議所
17		津久井商工会
18		城山商工会
19		相模湖商工会
20		藤野商工会
21		座間青年会議所
22		座間市商工会
23		公益社団法人相模原法人会
24	労働者団体	相模原地域連合
25		県中央地域連合
26	住民団体	相模原市自治会連合会
27		座間市自治会総連合会
28	奉仕団体	相模原ロータリークラブ
29		相模原南ロータリークラブ
30		相模原中ロータリークラブ
31		相模原西ロータリークラブ
32		相模原東ロータリークラブ
33		相模原グリーンロータリークラブ
34		津久井中央ロータリークラブ
35		相模原柴胡ロータリークラブ
36		相模原橋本ロータリークラブ
37		相模原ニューシティロータリークラブ
38		相模原かめりあロータリークラブ
39		相模原西令和大野ロータリー衛星クラブ
40		相模原おださがロータリークラブ
41		相模原ライオンズクラブ
42		相模原シティライオンズクラブ
43		相模原中央ライオンズクラブ
44		相模原グリーンライオンズクラブ
45		相模原けやきライオンズクラブ
46		相模原アーチライオンズクラブ
47		座間ロータリークラブ